

平成24年1月11日

仏壇の表示に関する公正競争規約及び同施行規則 公取委・消費者庁パブリック コメントに際しての事前説明会（議事概要）

経済産業省日用品室

1. 日時：平成24年1月10日（月） 13：30～15：10

2. 場所：経済産業省本館第5共用会議室

3. 出席者

（1）消費者団体

主婦連合会 和田 副会長、

（特定非営利活動法人）東京都地域婦人団体連盟 飛田生活環境部長

（財）日本消費者協会 田中、

（独）国民生活センター相談情報部 吉松総括主任相談員

（財）消費科学センター 工藤副会長

全国消費者団体連絡会 菅原事務局次長

（社）全国消費生活相談員協会 尾嶋理事

（公）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 青山副会長

（2）業界関係者

仏壇公正競争規約準備委員会事務局 小堀代表、若林副代表、森専務、平山職員

（3）オブザーバー

公正取引委員会取引部取引企画課 藤谷補佐

消費者庁表示対策課 山岡補佐、京谷係長

（4）当方

中小機構 吉田理事

江川室長、吉田補佐、高橋補佐、舛屋補佐（記）

議事概要

- ・冒頭江川室長より挨拶及び資料の確認
- ・平山事務局職員より資料1にて規約の認定状況及び資料3にて規約及び施行規則の変更点について説明

《《《 以下質疑応答 》》》

(1) 東京都地婦連

《質問1》

業界よりの内容証明の送達など、業界として修正申請をまとめるにあたって色々なやりとりがあったと思うが、その間の協議会登録者数の増減はあったのか。

→回答 平山職員及び小堀代表

質問1及び2いずれも本公正取引協議会設立時に、組織運営上問題がないかとの趣旨の質問と理解。現段階で870社が登録（うち入会金とみなされる年会費納入済みは250社程度）。これまでも、登録者の増減はなし。現状規約等の認定を待っている状況であり、認定後も登録者が増えるよう業界挙げてPRしていく予定。

《質問2》

業界内関係者よりの通知書（内容証明郵便）の送達など、修正申請案を業界としてまとめられるまでの意見集約の内容について詳細に説明されたい。

→回答 小堀代表

当規約及び規則については、準備委員会より選ばれた業界関係者の発起人27名により審議されている。当初、危惧していたのは規約等の検討過程で発起人の中から脱落者が出るのではということであったが、それはなかった。

そもそも本規約等を制定することとなったのは、各種消費者よりクレームがあり業界としてきちっとすべきということからであった。一方、規約ができることによって、業界内で商売がしにくくなるという側面もあるため、反対者もあることも推測していたが、規約等についても度々の変更もあった中で、発起人全員が審議に加わり、結果25名の賛成、2名が中立的な意見ということとなった。

(2) 国民生活センター

《質問1》

前回の表示連絡会でも議論となったが、ミリ単位表示としないと「仏壇」が実際に家に納入できないというトラブルも発生するのではないかという消費者団体の委員の方の意見で施行規則にミリ単位表示を入れたのであるが、施行規則から運用要領へと下部規定となった理由について。

→回答 若林副代表

コンマ5ないし3.8といった仏壇も現実的には存在するが、実際にサイズが合わず実際に納入できない仏壇をお客様にお届けするのは、お店として惨めな思いをするので、納入に際してお宅まで実測に行くなど、大きくて入らないとかいったサイズが合わない仏壇を取り扱わないスタンスでお店は対応している。

従って、どの業者も実際よりもセンチ単位以上大きく見せるということはないので、規約制定後運用実態を見ながら、ミリ単位についての規定を運用要領ベースで規定していくかどうかを検討していくこととし

たいということである。

前回の表示連絡会では、製法上ミリ単位のものを作るのが困難という説明をしたが、実際は「コンマ五ミリ単位程度以上の仏壇を実測の上家庭に納入」し、「仏間にはいることを前提の上で寸法を図りミリ単位で表記をしている」といった商売をするのが一般的。従って、センチメートル単位での規定をしておけば業界としては事が足りると考えている。

《質問2》

別表7 原産国表示の規定について、様々な変更点があり、審議過程とか具体的な変更内容及び趣旨について詳細な説明をお願いしたい。

→回答 全仏連 若林代表

そもそも、本規約等の制定の背景として、金仏壇に関しては、15の伝産指定がされているが、昨今中国製を国産と偽って売っている業者が横行しており、15の産地組合の代表が困っていたところ、消費者庁及び経済省から「業界として規約をつくるよう」全宗協及び全仏連に声がかかり発足したのが公正取引協議会準備委員会である。

原産国表示については、15の産地組合の長は、少しでも外国産が混じっていれば国産ではないというのがスタンス（例えば、部品の一部（一割程度）が中国産であっても外国産という認識の人もいた）であってあくまでも「日の丸」の伝産マークの証紙が貼られた仏壇のみが国産であると認識であったが、既に国では、俗に51%ルールといっている「付加価値基準」の考え方があり、全国産地組合の長に経済産業省と協力して説明したが、そもそも考え方を認識し理解してもらうことは大変であったし、現在でも産地によっては完全に理解されているとは言い難いが、金仏壇に関しては、別表5にある原産国表示の「加工工程基準」の考え方で、本規約において国産・海外産の区別をすることとなる。

一方、唐木仏壇についても、「付加価値基準」及び「加工工程基準」の考え方で国産・海外産の区別をする他、材料である木材例えば「紫檀」であればどれが対象なのかということも地域によって異なるので、そのようなことも含めてトータルの27名の発起人の決議で規約案を制定した次第。

(3) アドバイザー・コンサルタント協会

《質問》

「通知書」に対する回答がHP上にない。消費者が商品選択する上で困るので、掲載してほしい。

→回答 事務局

既に掲載済みであることを説明。後日事務局よりアドレスを連絡。

《意見》

協議会の参加者が増えていないということであるが、消費者にとってもメリットにならないので、また、「公正」マークについても製品に貼付することを義務づけるように納得できるよう説得すべき。

→回答 消費者庁山岡補佐

以下（６）国民生活センターの質問２の回答ぶりで、消費者庁山岡補佐より回答。

《意見》

規約第１条「不当な顧客の誘引を・・・」という言い回しは、「顧客が不当」であるということととられかねないので、適当ではないのでないか。

→回答 舛屋補佐

同じ質問が別の消費者団体の方からもあり、景品表示法の解釈権者である公取委及び消費者庁に確認のところ公正競争規約の根拠規定である同法第１１条に「不当な顧客の誘引を・・・」という規定があり、これを元に各業界の公正競争規約が制定されている。

（４）消費科学センター

《意見》

規約により製造業者等若しくは販売業者の電話番号の表記が義務づけられたのは画期的であるが、消費者の方が製造業者や販売業者よりたらい回しや不適切な対応を受けたときのために協議会に相談窓口を設置するなどしてほしい。

→回答 若林副代表

規約制定に際して、公正取引協議会や消費者庁に相談するし、協議会としては顧問弁護士を雇用し、相談体制を整える予定でいる。

（５）主婦連合会

《質問１》

寸法の問題について再確認。実測の例があるとのことであるが、納品先が地域的に離れたところにある場合、消費者が寸法を測って納めてみたら入らなかったという例はそんなにはないのでしょうか。

→回答 小堀代表

そのような例はまずない。仏壇を納入の際、単純に高さ・奥行きだけではなく、上から大・中・小、納品に際してかなり精緻に寸法を測る。

→回答 森専務

徳島の唐木仏壇については、旧間（きゅうけん）、新聞（しんけん）、新々間（しんしんけん）（※）といった事前に寸法を頂いてその内輪にはいるという前提で納品、さらに実際に配達して納品してから代金を頂くことが前提である。小タンスのような小降りの商品もあるが原則通販の場合であっても、製品自体が大きいので寸法を測った上で納品することとなる。仮に寸法違いがあっても、取り替え交換をしてきている。

※仏壇を納めるときに使われる長さの単位

《質問2》

100%国産表示という表記を同規約で制定するということが動き如何

→回答 吉田理事

100%国産表示というのは、国の伝統的工艺品産地指定による表記であって、同規約のものとは異なるものであるため、同規約の中で100%国産という表記はすることはない。

(6) 国民生活センター

《質問1》

消費者が仏壇を購入する際に誤認のないよう識別できるマークを制定してほしい。

→回答 小堀代表

仏壇を購入する時期は、身内に不幸があったときなど緊急性のある時が多いため、「店頭」「広告」「製品」に貼れるような消費者がみても判別できるようなマークを検討中。

《質問2》

既存の公正競争規約については「マークをつけることができる」となっているが、今回の規約からは、マークをつけることについて義務づけがされるのか。考え方を教えて欲しい。

→回答 消費者庁 山岡補佐

業界によってはマークの運用がまちまち（①協議会加入者全員がマーク表示を義務づけている場合と②食品の業界のように審査の上マークを貼付が許可される場合）であるが、当業界の場合も実際運用していく中でマーク貼付の運用方法を検討することとされたい。

(7) 東京都地婦連

《意見》

インターネットプロバイダー各社に規約について説明すべき。「工程の一部」とか「付加価値過半が」、「追加するものとする」など運用要領に委ねている部分があるので、あいまいな要領でなく消費者目線にたった実績づくりをしてほしい。日本の伝統的工艺品を守ることも国内産業の空洞化を防ぐようお願いしたい。

→回答 消費者庁 山岡補佐

インターネットについては、規約遵守のために必要つまり消費者取引の適正化の観点で必要であれば自主的に協議会から説明をお願いすることもあり得る。

→回答 舩屋補佐

運用要領制定に当たっては、規約第21条第4項にあるとおり公取委及び消費者庁への届け出が必要で、とりわけ別表5及び7の原産国表示については、両庁の認可も必要であることも申し添える。

(8) 相談員協会

《質問》

「原産国表示」について「付加価値の過半」とあるので、境界線が不明確ではないか。

→回答 吉田理事

そのため、加工工程毎にサンプル計算をした上で「加工工程基準」による考え方を採用している。

(9) コンサルタント協会

《質問1》

唐木仏壇について、重さについては問題にならないのか。

→回答 森専務

唐木は重たい堅い材料でできており、高価なものでないか。

(10) 国民生活センター

《質問》

別表5の誤植を指摘。

マークを付けなさいということはできるのか。ぜひつけるよう義務づけをして欲しい。SF商法も横行しているので、規約の制定を早くして欲しい。

→回答 森専務

個別商品は難しいが店頭にステッカーを貼ることは、協議会設置後速やかに行うこととする。

→回答 若林副代表

公正取引規約加盟リストの一覧を広く、公開する。

消費者庁 山岡補佐よりの補足

→価格ガイドライン（旧 第46条）及び原産国規則に沿った訂正（旧 別表5「所定の工程」及び工程毎、工程基準について）を説明。

(11) 主婦連

《質問》

別表5 注1「海外（国内組立品又は日本組立品）」の括弧内の表記について

→規約のとおり説明

(12) 全国消費者団体連絡会

《質問》パブコメの時期について

→1月中の予定（消費者庁より説明）

以上